

選挙

「この一票 あなたの意思を 国政へ」

投票できる方

平成二年七月十二日以前に生まれた方で、平成二十二年三月二十三日以前から阿久比町の住民基本台帳に登録され、投票日当日まで引き続き阿久比町に住所のある方。
平成二十二年三月二十四日以後に転入届を出された方は、前に住んでいた市区町村で投票することができます。

選挙当日は、選挙管理委員会が送付する入場券を持って投票所へお出掛けください。入場券をなくしたときは、投票所で係員に申し出てください。また、入場券の住所、氏名など

投票の方法

選挙区選挙

薄い黄色地の用紙に候補者名を書いて投票



期日前投票

七月十一日の投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行くことができない方は、期日前投票制度を利用してください。

・期間 六月二十五日(金)～七月十日(土)

・時間 午前八時半～午後八時

・場所 阿久比町役場総務課
期日前投票は「宣誓書」に簡単な必要事項を記入していただきます。入場券が届いたら、それを持って投票に来てください。

どに誤りがありましたら、投票所で係員に申し出てください。

比例代表選挙

白色地の用紙に候補者または政党名のいずれかを書いて投票



不在者投票

指定病院や他の市町村選挙管理委員会でも不在者投票を行うことができます。また、重度の身体障害など一定の条件に該当する方は、郵便などによる不在者投票制度を利用することができます。

問い合わせ先

阿久比町選挙管理委員会 (☎) 48-1111 (内237・207)

投票のしくみ

「選挙」って何か面倒くさい。「投票」ってどうやってするの。そのように思っている方、投票は簡単です。



投票日に、自分の住んでいる地区の投票所へ行き、受付係に入場券を出します。

入場券はあらかじめ阿久比町選挙管理委員会から送付します。

入場券がなくても、本人と確認できれば投票できます。

名簿対照係が本人確認をします。

投票用紙交付係に投票用紙をもらいます。

投票記載台で投票用紙に自分で記入します。

投票箱に投かんします。

参議院議員の選挙制度

参議院議員通常選挙は、参議院議員の半数を選ぶための選挙です。

参議院に解散はありませんので、常に任期満了(6年)によるものだけです。参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるように憲法で定められていますので、3年に1回、定数の半分を選挙で選ぶことになります。

参議院議員の定数は242人で、うち146人が選挙区選出議員、96人が比例代表選出議員です。今回の選挙では、半数の選挙区選出議員73人、比例代表選出議員48人が改選されます。

選挙区選挙では都道府県ごとに議員を選びます(阿久比町は愛知県選挙区で定数は3人です)。比例代表選挙は全国統一で、政党ごとに候補者の個人票と政党票により議員を選びます。